在ソロモン日本国大使	選挙の期日前十日に当たる日
在ルワンダ日本国大使 在ベナン日本国大使 在ジブチ日本国大使 在コンゴ民主共和国日本国大使 在ギニア日本国大使 在アンゴラ日本国大使 在トルコ日本国大使 在ミクロネシア日本国大使 在マーシャル日本国大使 在トンガ日本国大使 在サンクトペテルブルク日本国総領事 在ラトビア日本国大使 在バルセロナ日本国総領事 在スペイン日本国大使（在ラスパルマス領事事務所を管理する場合に限る。） 在グルジア日本国大使 在エストニア日本国大使 在アイスランド日本国大使 在ボリビア日本国大使（在サンタクルス領事事務所を管理する場合に限る。） 在ベネズエラ日本国大使 在パラグアイ日本国大使（在エンカルナシオン領事事務所を管理する場合に限る。） 在モロッコ日本国大使 在モザンビーク日本国大使 在モーリタニア日本国大使 在ケープタウン領事事務所を管理する場合に限る。） 在南アフリカ共和国日本国大使（在ケープタウン領事事務所を管理する場合に限る。）	選挙の期日前九日に当たる日

○法務省告示第五百十三号

広島県尾道市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年一月五日までに、同市に対して、次の手続をしてください。

一　長に掲げる除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する事項を更に申出をした者は、その事項を記載した書類を提出すること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示することを。

一　長に掲げる除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する事項を更に申出をした者は、その事項を記載した書類を提出すること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示することを。

注意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、尾道市役所又は広島法務局尾道支局に照会すること。

平成二十六年十一月二十七日

法務大臣　上川　陽子

広島県御調郡今津野村字野間二十六番次二番屋

正田　小作敷

○法務省告示第五百十四号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の八第四項（同令第三十三条の十第三項及び他の省令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子認証登記所の登記官が電子署名を行つたものであることを確認するために必要な事項を次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十七日

法務大臣　上川　陽子

電子認証登記所の登記官の電子証明書（自己署名証明書）	電子証明書のハッシュ値（16進数）注
シリアル番号（10進数）：2014110000000002 主体名（subject）： 名称（commonName）＝Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau 所属名（organizationalUnitName）＝Ministry of Justice 組織名（organizationName）＝Japanese Government 国名（countryName）＝JP 有効期間（validity）： 西暦2014年11月29日から西暦2018年２月28日まで	8E91　824B　D874　F451　6082 F59D　448A　3504　1403　B3B7 4BFB　AAA2　D292　224C　1B14 3FC6　1FD9　1F7B　DFA1　5B63 BC64　3241　CF9C　57FF　64FF 3632
シリアル番号（10進数）：2014110000000001 主体名（subject）： 名称（commonName）＝Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau 所属名（organizationalUnitName）＝Ministry of Justice 組織名（organizationName）＝Japanese Government 国名（countryName）＝JP 有効期間（validity）： 西暦2014年10月10日から西暦2018年１月９日まで	E9B3　34C6　6BBF　7233　9DF9 C4C0　7E20　1CAE　0332　43CD
シリアル番号（10進数）：2013110000000001 主体名（subject）： 名称（commonName）＝Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau 所属名（organizationalUnitName）＝Ministry of Justice 組織名（organizationName）＝Japanese Government 国名（countryName）＝JP 有効期間（validity）： 西暦2013年10月10日から西暦2017年１月９日まで	1A3D　BAAF　ACAD　CCAF　8B14 9E57　45D0　9614　F414　4C16
シリアル番号（10進数）：2012110000000001 主体名（subject）： 名称（commonName）＝Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau 所属名（organizationalUnitName）＝Ministry of Justice 組織名（organizationName）＝Japanese Government 国名（countryName）＝JP 有効期間（validity）： 西暦2012年10月10日から西暦2016年１月９日まで	79C2　D08C　6CAD　0340　F9F0 E7CA　D502　7AF5　EBD0　842B
シリアル番号（10進数）：2011110000000003 主体名（subject）： 名称（commonName）＝Registrar of Tokyo Legal Affairs Bureau 所属名（organizationalUnitName）＝Ministry of Justice 組織名（organizationName）＝Japanese Government 国名（countryName）＝JP 有効期間（validity）： 西暦2011年10月10日から西暦2015年１月９日まで	B256　D978　F878　B87D　334B 86F4　9D44　C8D4　0E3E　5464